

第5編

資料編

(条例・要領等)

防災関係条例等

資料 1 山元町防災会議条例

昭和 63 年 6 月 28 日条例第 6 号

改正

平成元年 9 月 14 日条例第 4 号

平成 12 年 3 月 24 日条例第 34 号

平成 25 年 3 月 27 日条例第 25 号

山元町防災会議条例

山元町防災会議設置条例（昭和38年山元町条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 2 2 3 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、山元町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山元町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 山元町（以下「町」という。）の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、40 人以内とする。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 町の区域を管轄する警察署の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長が町の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 亘理地区行政事務組合消防本部消防長及び消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 公共的団体の職員のうちから町長が任命する者

6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年9月14日条例第4号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第25号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料2 山元町防災会議規程

昭和63年6月28日訓令第1号

山元町防災会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山元町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催の日時、場所及び議事事項を示し委員に通知して行うものとする。ただし、急を要するときはこの限りでない。

2 委員は会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(会議録)

第3条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の概要
- (5) 議事の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

(専門委員)

第4条 防災会議に置く専門委員の数、名称及び構成については、会長が防災会議にはかつて定める。

2 専門委員会会議の招集は、第2条第1項の例に準じて当該専門委員に通知して行う。

3 専門委員会会議の運営については、前条に定めるもののほか防災会議の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料3 山元町防災会議構成員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日)

No.	区分	所属機関	職名	氏名	備考
1	会長	山元町	町長	齋藤 俊夫	
2	指定地方行政機関	国土交通省 東北地方整備局仙台河川国道事務所	所長	牧 哲史	
3	〃	農林水産省 東北農政局企画調整室	調整官	丸岡 修一	
4	〃	国土交通省 海上保安庁宮城海上保安部	部長	野見山 慎吾	
5	宮城県の機関	宮城県仙台地方振興事務所	所長	薩川 昌則	
6	〃	宮城県仙台保健福祉事務所	所長	小林 信行	
7	〃	宮城県仙台北土木事務所	副所長	門脇 秋彦	
8	警察機関	宮城県警察本部亙理警察署	署長	佐藤 孝治	
9	教育機関	山元町教育委員会	教育長	森 憲一	
10	消防機関	亙理地区行政事務組合消防本部	消防長	菊地 英夫	
11	〃	山元町消防団	団長	伊藤 由信	
12	指定公共機関	東日本電信電話株式会社宮城支店	設備部災害 対策室長	阿部 武秀	
13	〃	東北電力株式会社岩沼営業所	所長	佐々木 眞一	
14	〃	東日本旅客鉄道株式会社岩沼駅	駅長	佐々木 篤	
15	〃	東日本高速道路株式会社 東北支社仙台管理事務所	所長	青木 喜久雄	
16	指定地方公共機関	特定社団法人亙理郡医師会	理事	菊地 匡	
17	公共的団体	みやぎ亙理農業協同組合	常務理事	島田 孝雄	
18	〃	宮城県漁業協同組合山元支所	運営委員長	大和 郁郎	
19	〃	亙理土地改良区	理事長	三品 幸徳	
20	〃	亙理山元商工会	会長	丸谷 由郎	
21	〃	山元町民生委員児童委員協議会	委員	青柳 守彦	
22	〃	山元町婦人防火クラブ連合会	会長	阿部 弘子	
23	〃	山元町自主防災会連絡会	会長	佐藤 壽	
24	〃	山元町社会福祉協議会	会長	鈴木 敏勝	
25	〃	山元町小中学校校長会	会長	岩佐 勝	
26	〃	山元町食生活改善推進連絡協議会	会長	木村 マキ	
27	〃	山元町連合父母教師会	会長	成毛 雅子	
28	山元町の部局	山元町	副町長	門脇 克行	
29	〃	山元町会計管理者 (会計課長・町民生活課長)	課長	佐藤 澄三郎	
30	〃	山元町総務課	課長	島田 忠哉	
31	〃	山元町震災復興企画課	課長	本郷 和徳	

No.	区分	所属機関	職名	氏名	備考
32	山元町の部局	山元町産業振興課	課長	寺島 一夫	
33	〃	山元町まちづくり整備課	課長	森 政信	
34	〃	山元町上下水道事業所	所長	荒 勉	
35	〃	山元町保健福祉課	課長	渡邊 隆弘	
36	〃	山元町教育委員会学務課	課長	菅野 寛俊	
37	防災上必要 と認める者	陸上自衛隊第2施設団 第10施設群第301水際障害中隊	中隊長	榎田 剛	
38	〃	やまもと民話の会	会長	庄司 アイ	
39	〃	山元青年クラブ翔	会長	岩佐 志麻	

資料4 山元町災害対策本部条例

昭和63年6月28日条例第5号

改正

平成元年9月14日 条例第5号

平成8年3月15日 条例第6号

山元町災害対策本部条例

山元町災害対策本部設置条例（昭和38年山元町条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、山元町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月14日条例第5号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料5 山元町災害対策本部運営要綱

平成12年3月24日訓令第1号

改正

平成18年3月29日訓令第4号

平成19年3月30日訓令第4号

平成26年5月12日訓令第8号

山元町災害対策本部運営要綱

山元町災害対策本部運営要綱（昭和63年6月28日訓令第2号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、山元町災害対策本部条例（昭和63年山元町条例第5号）第4条の規定に基づき、山元町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部

（設置及び廃止）

第2条 本部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとときに設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動的に設置する。

- (1) 町域で震度5強以上の地震を観測した場合
- (2) 宮城県又は福島県沿岸に津波警報、又は大津波警報が発表された場合
- (3) 町域で大雨、洪水、高潮等で特別警報が発表された場合

2 本部の部長に充てられる者は、本部を設置する必要があると認めたとときは、町長に本部の設置を要請することができる。

3 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認めたとときに廃止する。

（副本部長及び本部員）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 課長（会計管理者、支所長、事業所長、事務局長、室長を含む。）
- (3) 消防団長
- (4) その他災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたと者

（本部会議）

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

4 本部員は、災害対策に関し、本部会議に付議する必要があると認めるときは、本部長に本部

会議の開催を要請することができる。

(組織及び分掌事務)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置き、別表第2に掲げる事務を分掌する。

- 2 部に、山元町災害対策本部条例第3条第3項に定める部長のほか、副本部長及び部員を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部を掌理し、所属部員を指揮監督する。
- 4 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 部員は、上司の命を受け、部の業務に従事する。

(本部事務局)

第6条 本部に本部事務局を置く。

- 2 本部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(本部連絡員)

第7条 部に、本部連絡員を置き、部長が所属部員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。

(非常配備体制)

第8条 本部長は、本部を設置した場合、別表第3に定める基準により職員の非常配備を指令する。

- 2 部長に充てられる者は、別表第3に定める基準により、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、部員に周知徹底しなければならない。

- (1) 部内の所掌事務、配備部員及びその責任者
- (2) 休日、勤務を要しない日及び勤務時間外における連絡体制

- 3 部長は、その分掌事務を実施するため職員に不足を生じる場合は、本部長に対しその補充を要請することができる。

第3章 現地災害対策本部

(設置及び廃止)

第9条 本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該災害現場等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなつたと認められるまでの間設置する。

(現地本部長等)

第10条 現地本部長は、災害対策本部副本部長を充て、現地本部員その他の部員は、災害対策本部事務局及び各部所属の部員等のうちから本部長が指名する。

(現地本部の組織等)

第11条 前2条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

第4章 災害対策活動

(非常配備体制の特例)

第12条 本部長は、災害の状況により特定の部に対して第8条に定める基準とは異なる非常配備体制の指令を発することができる。

2 配備された部員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められたときは、部長は本部長の承諾を受け、当該所属部員の配備を縮小させることができるものとする。

(緊急参集等)

第13条 配備対象部員は、休日、勤務を要しない日及び勤務時間外において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、自発的に所属部に参集し、又は所属部に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

2 本部設置前における警戒配備等については、別に定めるものとする。

(関係機関への協力要請)

第14条 部長等は、宮城県及び隣接市町並びにその他の関係機関の応援が必要であると認めるときは直ちに本部長に連絡するものとする。

2 本部長が関係機関の協力要請を決定したときは、本部事務局長は、速やかに、関係機関に対し協力要請を行わなければならない。

第5章 雑則

(被害状況報告の取扱い)

第15条 災害に関する被害状況報告は様式第1号から様式第2号(その3)により行うものとする。

2 各部長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について本部事務局長に報告するものとする。

3 本部事務局長は、各部長からの被害状況報告を取りまとめ、本部長に報告するとともに各部長に通報するものとする。

4 本部長は、被害状況等を宮城県災害対策本部長に報告するものとする。

(記録)

第16条 部長等は、災害に関する情報、指示事項及び報告事項のうち、軽易な事項を除き、すべてこれを記録し、保存しなければならない。

(腕章及び標識)

第17条 本部長、副本部長、本部員その他の本部職員は、被災現場において災害対策活動に従事するときは、別図の規格による腕章を付けるものとする。

2 災害対策活動に使用する本部の車両は、別図の規格による標識を付けるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第4号)

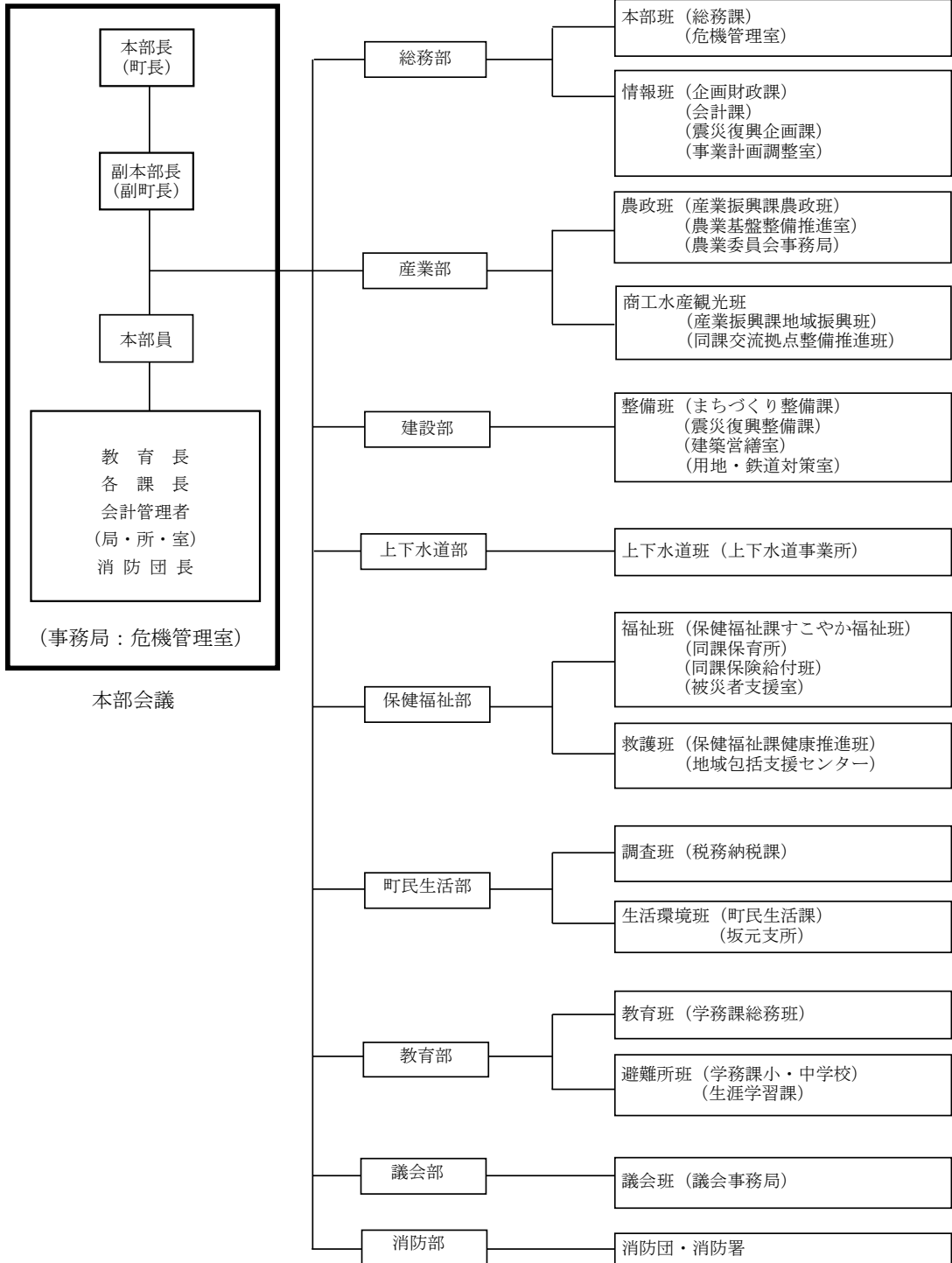
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 12 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

災害対策本部の組織体制



別表第2（第5条関係）

部名	分掌事務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部運営に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 他部との連絡調整に関する事。 4 職員の安否確認及び参集指示、連絡調整に関する事。 5 情報伝達手段の確保に関する事。 6 緊急車両の確保及び庁舎点検及び機能確保に関する事。 7 気象情報、災害情報の収集及び伝達並びに周知に関する事。 8 消防団との連絡調整に関する事。 9 区長等からの情報収集に関する事。 10 自主防災会との連携に関する事。 11 現地災害対策本部の開設、運営、管理に関する事。 12 被害報告のとりまとめ及び関係機関に対する報告に関する事。 13 県その他関係機関との連絡調整に関する事。 14 職員の惨事ストレスのケアに関する事。 15 自衛隊の災害派遣に関する事。 16 災害時相互応援協定等に係る応援に関する事。 17 災害時の交通安全対策に関する事。 18 報道関係機関との連絡調整並びに記者会見等マスコミ対応に関する事。 19 行方不明者の捜索に関する事。 20 罹災証明（救助法適用以外）に関する事。 21 放射能の測定、情報収集（飲料水を除く）に関する事。 22 衣料、その他生活必需品の供給対策に関する事。 23 救援物資の受入れ、配布調整に関する事。 24 公有財産の被害調査に関する事。 25 国、県等に対する要請、陳情等に関する事。 26 復旧、復興に係る総合的な企画及び調整に関する事。 27 災害対策等の写真、資料の整備及び提供等に関する事。 28 その他災害に係る広報資料の収集及び提供に関する事。 29 災害応急対策に係る資金、物品調達、金銭出納に関する事。 30 義援の受入れ、保管に関する事。 31 災害関係の予算措置に関する事。 32 災害統計に関する事。 33 災害視察への対応に関する事。 34 災害救助費の総括に関する事。 35 その他各部に属さない事項に関する事。
産業部	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧の調達並びに供給対策に関する事。 2 排水機場の管理に関する事。 3 農業土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 林道災害に係る被害調査及び応急復旧に関する事。 5 農地並びに農業関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 漁業関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 商工業関係施設の被害調査に関する事。 8 観光施設の被害調査に関する事。 9 農林水産物及び畜産物等の被害調査に関する事。 10 農林水産業及び畜産業関係団体並びに商工業関係団体との連絡調整に関する事。 11 その他農林水産業、畜産業及び商工業、観光に係る災害対策に関する事。 12 部長の命ずる応急対策に関する事。

建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察、道路管理者との連絡調整に関する事。 2 交通規制及び緊急輸送道路の確保に関する事。 3 重機の手配及び障害物除去対策に関する事。 4 公共土木施設及び都市計画施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 5 地すべり、土砂崩れ等の自然災害の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 公営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 応急仮設住宅の設置に関する事。 8 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する事。 9 部長の命ずる応急対策に関する事。
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び供給に関する事。 2 水道関係施設及び下水道関係施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。 3 トイレの確保に関する事。 4 放射線量（飲料水）の測定、情報収集に関する事。 5 部長の命ずる応急対策に関する事。
保健福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所児童の安全確保に関する事。 2 救護所の設置及び救護活動、管理に関する事。 3 福祉避難所の設置及び管理に関する事。 4 医療、救護対策並びに救急医療品、衛生機材等の確保、配分に関する事。 5 災害、医療ボランティアとの連絡調整に関する事。 6 被災者、要配慮者の収容対策並びに保健対策、栄養管理に関する事。 7 日本赤十字社並びに医師会等との連絡調整に関する事。 8 炊出しに関する事。 9 防疫対策に関する事。 10 災害義援金の配分に関する事。 11 社会福祉関係施設の被害調査に関する事。 12 医療機関の被害調査に関する事。 13 職員並びに被災者の精神衛生対策に関する事。 14 部長の命ずる応急対策に関する事。
町民生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の措置及び収容対策に関する事。 2 行方不明者の受付所開設並びに安否確認に関する事。 3 墓地及び埋火葬対策に関する事。 4 住宅等の被害調査並びに罹災証明（救助法適用）に関する事。 5 生活ゴミ及びし尿の収集処理に関する事。 6 災害廃棄物処理対策に関する事。 7 税の措置に関する事。 8 町民相談に関する事。 9 愛玩動物対策に関する事。 10 部長の命ずる応急対策に関する事。

教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設並びに管理、運営に関する事。 2 救護所設置の調整に関する事。 3 帰宅困難者対策に関する事。 4 学校施設及び社会教育施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。 5 児童生徒の安全確保並びに罹災児童生徒の把握及び措置に関する事。 6 文化財対策に関する事。 7 部長の命ずる応急対策に関する事。
議会部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における議会活動に関する事。 2 災害対策本部と町議会議員との連絡調整に関する事。 3 部長の命ずる応急対策に関する事。
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民の避難及び救出に関する事。 2 災害時における応急措置に関する事。 3 災害警戒及び行方不明者の捜索に関する事。 4 部長の命ずる応急対策に関する事。 5 その他互理地区行政事務組合互理消防署の定めるところによる。

別表第3（第8条関係）

体制	配備時期	配備内容	配備該当者
災害対策本部運営要綱による非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 1. 町域で震度5強以上の地震を観測した場合 2. 宮城県又は福島県沿岸に津波警報若しくは大津波警報が発表された場合 3. 町域で大雨、洪水、高潮等の特別警報が発表された場合 	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員	全職員

様式（第 15 条関係）

様式第1号

災害概況即報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		名称							
			設置日時							

様式第2号（その1）

被害状況報告（即報・第 報・確定）

災 害 名				区 分		単 位	被 害		
報 告 時 点		月 日 時 現 在		火 災 発 生	建 物		件		
市(区)町村名					危 険 物		件		
課 係 名					そ の 他		件		
報 告 者 名					119通報	火 災 通 報		件	
						救 急 通 報		件	
区 分			単 位	被 害	被害概況（震度4以上の地震発生時）				
人 的 被 害	死 者		人		庁 舎 施 設 の 状 況	庁 舎 被 害		有・無	
	行方不明者		人			庁 舎 内 の 異 常		有・無	
	負 傷 者	重 傷		人			電 気 の 使 用		不可・可
		軽 傷		人			水 道 の 使 用		不可・可
住 家 被 害	全 壊		棟			庁 舎 周 辺 の 状 況	一 般 電 話 回 線 の 支 障		有・無
			世帯				都 市 ガ ス		不可・可
			人		家 屋 の 倒 壊		有・無		
	半 壊		棟		火 災 の 発 生		有・無		
			世帯		電 気 の 使 用		不可・可		
			人		水 道 の 使 用		不可・可		
	一 部 破 損		棟		災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況	一 般 電 話 回 線 の 支 障		有・無	
			世帯			都 市 ガ ス		不可・可	
			人						
	床 上 浸 水		棟			災 害 対 策 本 部 設 置		月 日 時 分	
			世帯			災 害 対 策 本 部 廃 止		月 日 時 分	
			人			警 戒 本 部 等 設 置		月 日 時 分	
床 下 浸 水		棟		警 戒 本 部 等 廃 止		月 日 時 分			
		世帯							
		人							
非 住 家	公共建物(全・半壊)		棟		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人		
	その他(全・半壊)		棟		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人		

様式第2号（その2）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

人的被害の詳細 （氏名等記載欄の下に被害に至った状況を記載）	被害区分	氏名		性別	年齢	住所	
（種別の避難勧告の状況・自主避難には種別を記載）	地区名	種別	勧告等日 時	勧告世帯／人数	実避難世帯／人数	避難場所	解除日時
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況(要因、損傷の程度、人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世 帯 数	人 数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

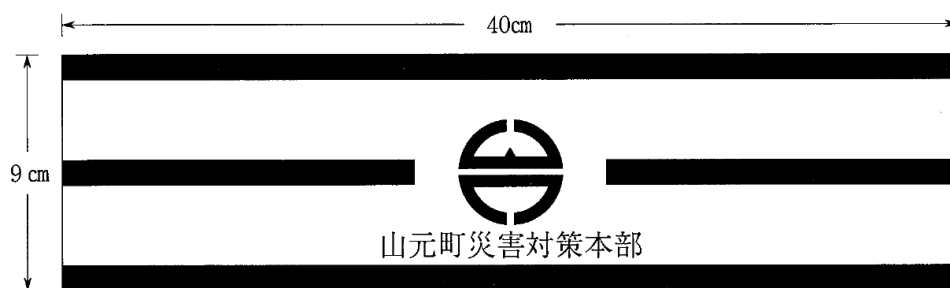
被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因、損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因、損傷の程度等)

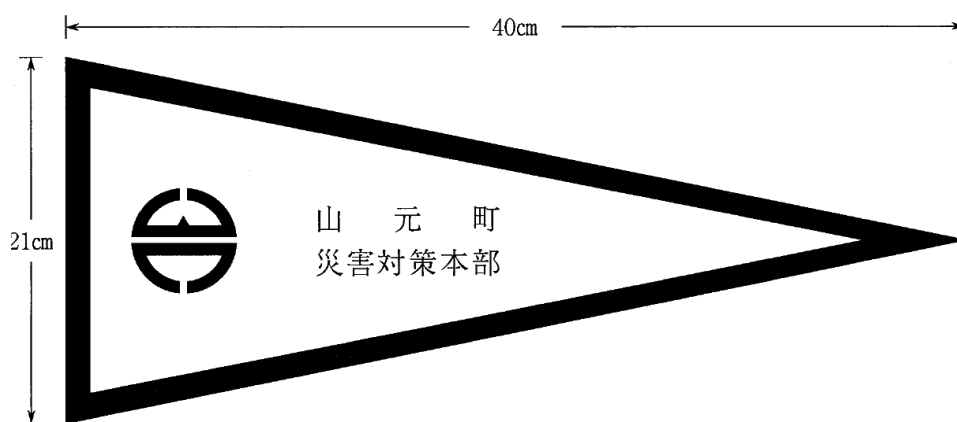
別図（第 17 条関係）

1 腕章



※台地を白色とし、上・中・下に赤線を入れ、町章及び文字を黒色とする。

2 標識



※ 台地を白色とし、赤線で縁どり、町章及び文字を黒色とする。

市町村被害状況報告要領（宮城県地域防災計画から転記）

市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第1項(被害状況等の報告)及び消防組織法(昭和22年法律第226号)第22条(消防情報に関する報告)の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 一般基準

イ 災害救助法の適用基準に合致するもの

ロ 災害により災害対策本部を設置したもの

ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

イ 地震

地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合

ロ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ハ 風水害

(イ) がけくずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ロ) 河川のいっ水、破堤、高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

二 雪害

(イ) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ロ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

ホ 火山災害

(イ) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの

(ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたものへその他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に

報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合は、その概況について、自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号（その1）により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。ただし、震度5強以上の地震が記録された場合には消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

(2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合についての報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段（防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等）

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力的时间帯

ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報（様式第1号）記入要領

(1) 「災害の概況」には、災害が発生した（発生のおそれがある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）概況等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(例)

- イ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ロ 避難の勧告・指示の状況
- ハ 避難所の設置状況
- ニ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況
- ホ 自衛隊の派遣要請、活動状況

6 被害状況報告（様式第2号）記入要領

(1) 人的被害

- イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。
- ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうちハに該当する者を除く者とする。
- ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

- イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。
- ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- ハ 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- ニ 住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。
- ホ 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。
ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
- へ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
- チ 「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地

内にあつて、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等)については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅(アパート、マンション等)の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物(全・半壊)」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他(全・半壊)」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳(建物・危険物・その他)が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、日視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に濃大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

へ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又

は解散の日時を記入するものとする。

- ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。
- ハ 「避難勧告等の状況」については、地区名、種別（指示、勧告、自主）、勧告日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時等を記入するものとする。
- ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。
- ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
- ヘ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。
- ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。
 - (イ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - (ロ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - (ハ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名及び地区ごとの被害の内訳を記入するものとする。
- リ 「非住家被害の状況」は被害区分（全壊、半壊）、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。
- ヌ 様式第1号及び様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

資料6 山元町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山元町災害対策本部運営要綱第6条第2項の規定に基づき、山元町災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務はつぎのとおりとする。

- (1) 災害対策本部の運営に関すること。
- (2) 気象予警報等の受理及び伝達に関すること。
- (3) 被害状況、災害応急対策実施状況等の情報収集及び整理に関すること。
- (4) 災害派遣の要請に関すること。
- (5) 県及び防災関係機関等への連絡に関すること。
- (6) その他災害対策の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 事務局の組織は、別表のとおりとし、事務局長は危機管理室長を、次長は危機管理班長を充てる。

(所掌事務の開始等)

第4条 事務局長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、直ちに事務局職員を招集し、所掌事務を開始する。

- 2 事務局長は、必要に応じ、防災関係機関に対し事務局への参加を求めることができる。
- 3 本部連絡員は、特別な事情がある場合を除き、本庁舎内で執務するものとし、常に最新の情報を提供するよう努めなければならない。

(事務局職員の参集)

第5条 事務局職員は、山元町災害対策本部運営要綱別表第3の非常配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは事務局に参集し、又は連絡をとり必要な指示を受けるものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

山元町災害対策本部事務局の職及び職制

職名	充当職	職 務
局長	危機管理室長	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。
次長	危機管理班長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
係員	危機管理室職員	上司の命を受け、事務を処理する。
	各部の本部連絡員 に指名された職員	事務局と所属部の連絡調整及び所属部に関する被害状況 その他の情報の収集整理事務を処理する。

資料7 山元町水防協議会条例

昭和56年12月26日条例第14号

改正

平成17年9月30日条例第22号

山元町水防協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第5項の規定に基づき、山元町水防協議会（以下「協議会」という。）に関し、法で定められているほか必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 法第33条第4項の規定に基づく委員の任期は2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者が必要と認めたときは前項の規定にかかわらず、その任期中において、これを免じ、又は解職することができる。

(組織等)

第3条 協議会に法第33条第4項の規定に基づく会長の他副会長1名を置く。

2 副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことが出来ない。

3 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬等)

第5条 法第33条第4項の規定に基づく委員が職務のため招集されたときは報酬を支給する。

2 報酬等の額は山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和51年山元町条例第22号）を適用し、同条例第4条第2項中「別表に掲げるもの」については「その他の委員」を適用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

情報の収集・伝達

資料 8 山元町防災行政無線放送施設の設置及び運営に関する条例

昭和 57 年 12 月 27 日条例第 8 号

山元町防災行政無線放送施設の設置及び運営に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、山元町防災行政無線放送施設の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 山元町の防災対策及び広報連絡活動を円滑にし、住民の福祉増進に寄与するため、防災行政無線施設を設置する。

2 防災行政無線放送施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
山元町防災行政無線放送	山元町浅生原字作田山 32 番地

3 山元町防災行政無線放送の業務を行うため、山元町役場内に放送室を置く。

(業務)

第 3 条 山元町防災行政無線放送を通じて行う業務は次のとおりとする。

- (1) 町内の災害発生、その他緊急事項の通報及び連絡
- (2) 山元町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 時 報
- (4) その他、町長が必要と認めた事項

(業務の区域)

第 4 条 山元町防災行政無線放送の業務を行う区域は山元町全域とする。

(放送の方式)

第 5 条 山元町防災行政無線放送は屋外放送方式とし、親局のほか、全域で聴取可能な箇所に子局を設置し、更に車載型及び携帯型の移動局を設定する。

(放送の種類)

第 6 条 山元町防災行政無線放送が行う放送の性質別種類は次のとおりとする。

(1) 緊急放送

天災地変・火災・事故・その他生命・財産等に危険を伴う非常事態が発生したときに行う放送をいう。

(2) 臨時放送

臨時に放送が必要なときに行う放送をいう。

2 山元町防災行政無線放送が行う放送の区域別種類は次のとおりとする。

(1) 一斉放送

町内全地域において同時に聴取することができる放送をいう。

(2) ブロック放送

山元町消防団の各分団管轄区域ごとに行う放送をいう。

(3) ローカル放送

各子局単位の地域内で聴取することができる放送をいう。

3 移動局は親局、車載型及び携帯型相互間の放送を行う。

(運営委員会)

第7条 山元町防災行政無線放送業務の円滑な運営を図るため、山元町防災行政無線放送運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料9 山元町防災行政無線放送運営規則

昭和57年12月27日条例第8号

改正

平成26年5月12日規則第6号

山元町防災行政無線放送運営規則

(目的)

第1条 この規則は、山元町防災行政無線放送の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(放送事務の所掌)

第2条 この放送の事務は、危機管理室が所掌する。

(緊急放送)

第3条 緊急放送は、町民又は関係機関に緊急に連絡の必要があり、かつ、電話その他の通報手段によって時期を失すおそれのある次の場合に放送するものとし、放送の内容により、ブロック別放送種類を選択し放送するものとする。

- (1) 非常災害の発生（風水害、地震、津波、その他の天災地変の発生）
- (2) 火災の発生
- (3) 救急事態の発生
- (4) その他緊急事態の発生

(臨時放送)

第4条 臨時に必要な広報放送をするものとする。

(時報)

第5条 時報は毎日6時、12時、17時、21時とする。

(緊急及び臨時放送の原稿)

第6条 それぞれの放送は、上司の決裁を得て放送するものとする。

(放送内容の制限)

第7条 町長は、放送資料の内容が次に掲げる事項に該当するときは、放送を制限し、又は放送を行わないものとする。

- (1) 公安をみだすおそれのあるもの
- (2) 公益上有害とみられるもの
- (3) 商社商品等の宣伝に関するもの
- (4) 政治的、宗教的活動に関するもの
- (5) その他町長が不相当と認めたもの

(放送施設の保守)

第8条 放送施設設備の保守業務は、別に締結する保守契約に基づき業者に委託して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

資料 10 山元町防災行政無線放送管理運営規程

昭和 57 年 12 月 27 日規程第 6 号

改正

平成 10 年 3 月 20 日規程第 6 号

平成 18 年 3 月 29 日訓令第 5 号

平成 26 年 5 月 12 日訓令第 10 号

山元町防災行政無線放送管理運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山元町防災行政無線放送の管理に必要な事項を定めるものとする。

(無線局)

第 2 条 防災行政連絡の用に供するため、電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)第2条第5号に規定する無線局(以下「無線局」という。)を設置する。

第2条第5号に規定する無線局(以下「無線局」という。)を設置する。

2 無線局の無線装置を遠隔操作するため、危機管理室に遠隔制御器(以下「制御器」という。)を設置する。

3 無線局の区分、名称、種別、無線局管理者及び設置場所は、別表のとおりとする。

4 無線局の機能は、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 統制局 無線局全般の運用について統制を行うこと。

(2) 移動局 無線局及び制御器との通信を行うこと。

(統制管理者)

第 3 条 無線局の運営を統轄するため、統制管理者を置く。

2 統制管理者は、危機管理室長の職にある者をもって充てる。

3 統制管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは正常な通信を確保するため直ちに適切な措置を講じなければならない。

(1) みだりに不要な電波が発射され空間がかく乱されるとき。

(2) 統制局の統制に従わない者があるとき。

(3) 法令の規定に違反する通信が行われるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるとき。

4 統制管理者は、必要と認めるときは統制管理業務の一部を無線局管理者に委任することができる。

(無線局管理者)

第 4 条 統制局及び移動局に無線局管理者を置く。

2 無線局管理者は、各課等に設置してある制御器及び移動局の運用について統制を行うこと。

(通信取扱責任者無線従事者等)

第 5 条 無線局に通信取扱責任者、法第2条第6号に規定する無線局従事者(以下「無線従事者」という。)及びその他の必要な職員を置く。

2 前項の職員は統制管理者が職員のうちから指名する。この場合において通信取扱責任者は、原則として無線従事者のうちから指名しなければならない。

第 6 条 通信取扱責任者は、統制管理者の命を受け通信の運用状況、回線の状態等を把握し、無

線局の円滑な運営を確保するとともに関係書類等の整理保存を行う。

2 無線従事者は、上司の命を受け機器の操作に従事する。

(通信の種類)

第7条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別通信 災害の場合等で特に緊急を要するときに行う通信

(2) 普通通信 特別通信以外の通信

(通信時間)

第8条 通信の時間は、1通信につき原則として5分以内とする。

(通信取扱時間)

第9条 通信の取扱時間は、常時24時間とする。

(通信の優先順位)

第10条 通信の優先順位は、特別通信、普通通信の順位とする。

(非常事態の配備)

第11条 統制管理者は、災害その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに無線局に対し、これに即応できる態勢を整えるよう指示しなければならない。

2 前項の指示を受けた無線局は、統制管理者から別段の指示があるときまでは、その態勢を維持しなければならない。

(通信の制限)

第12条 統制管理者は、災害その他の非常事態が発生し又は発生する恐れがあるときは、普通通信を禁止するなど通信の制限を行うことができる。

2 統制管理者は、前項の措置を講じたときは無線局管理者に対しその旨を通知しなければならない。

(事故の場合の措置)

第13条 機器の故障その他の事故のため無線局が通信を行うことができなくなった場合は、無線局管理者は速やかにその旨を統制管理者に報告するとともに、通信の再開に必要な措置を講じなければならない。

(機器の点検整備)

第14条 無線局管理者は、正常な通信を確保するため、次の各号に掲げる機器の点検整備を行わなければならない。

(1) 日常点検 機器について通信運用時間の開始直後及び終了直後に行う点検

(2) 定期点検 年2回行う点検整備

(3) 臨時点検 機器の機能に異常がある場合、その他必要と認める場合の点検整備

(通信訓練)

第15条 統制管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓

練を重点として行うものとする。

(無線業務日誌の記載事項)

第16条 無線局管理者は、無線業務日誌を毎日記録し、翌月の5日まで取りまとめて統制管理者に報告しなければならない。

(研修)

第17条 統制管理者は、毎年1回以上通信取扱者に対して、電波関係法令及び管理細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(部外設置の陸上移動局及び固定系子局の管理)

第18条 部外に設置する陸上移動局及び固定系子局の管理については、別に定める細則によるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日規程第6号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日規程第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月12日規程第10号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

別表 (第2関係)

区 分	名 称	種 別	無線局管理者	設置場所
統制局 制御器	防 災 山 元 広 報	基地局	危 機 管 理 室 長	山元町浅生原 字作田山 32 番地
	防 災 山 元 危 機 管 理		産 業 振 興 課 長	
	防 災 山 元 産 業 振 興		ま ち づ く り 整 備 課 長	
	防 災 山 元 ま ち づ く り 整 備		上 下 水 道 事 業 所 長	
	防 災 山 元 上 下 水 道			
移動局	防 災 山 元 1 ~ 4	陸 上 移 動 局	各 課 (室 、 事 業 所) 長	
	防 災 山 元 11 ~ 21			
	防 災 山 元 51 ~ 75			
	防 災 山 元 101 ~ 164			

資料 11 山元町防災行政無線放送運用要綱

昭和 57 年 12 月 27 日要綱第 4 号

改正

平成 10 年 3 月 20 日要綱第 8 号

平成 18 年 3 月 29 日訓令第 4 号

平成 26 年 5 月 12 日訓令第 11 号

山元町防災行政無線放送運用要綱

1 放送施設の設置と要綱設定の趣旨

防災行政無線放送は、放送システムの特殊性と全町に網羅された設備を有効に用い、災害等有事における一斉告知や行政上その他公的な情報を速やかに知らせることによって、町民の安全と生活の向上を図ることを目的に設置されている。

本要綱は、前記の設置目的にそって、その機能を効果的に運用するために制定するものである。

2 放送する事項

(1) 時報

(2) 緊急放送

(ア) 火災の情報告知と関係者の出動要請

(イ) 台風・地震・津波・洪水等災害の情報告知と関係者の出動要請及び住民に対する安全対策上の指示

(ウ) その他緊急に放送を必要とする事項

(3) 普通放送

(ア) 町の各種行政に関する放送

(イ) その他公益的事項に関する放送

3 放送の優先順位

放送の優先順位は、緊急放送、普通放送の順位とする。

4 放送の手続き

(1) 緊急放送

火災その他の災害発生に対処する放送は、手続きを必要としない、

(2) 普通放送

(ア) 原則として前日まで危機管理室危機管理班に申し込むこと。

(イ) 夜間、土曜日、日曜日、祝日等で急を要する場合は、危機管理室長又は危機管理班員に放送する内容を伝える等事前に連絡すること。

(ウ) 前記(ア)、又は(イ)が不可能な事情にある場合は、公共、公益を十分充たしているかどうかを確認のうえ放送すること。

5 放送を行う者

(1) 原則として危機管理室職員がこれを行う。ただし、特別な事情がある場合についてはこの限りではない。

(2) 緊急放送の一部を互理地区行政事務組合消防本部職員が行う。

6 放送日誌の記入

放送者は、無線室及び宿直室に備えてある放送日誌に必ず記入すること。

7 放送時間

- (1) 時報は、毎日午前6時、正午、午後5時、午後9時に行う。
- (2) 緊急放送は、随時必要に応じ行う。
- (3) 普通放送は、原則として午前7時15分、午後0時30分、午後4時30分に行う。

8 放送する場合の注意事項

- (1) 放送の内容は、なるべく簡潔に要領の得たものとする。
- (2) 音響の相互作用を考慮し、語句を区切って、はっきり話すこと。
- (3) 火災発生時の緊急放送は、予報はサイレンを2回鳴吹し、火災発生場所等を放送すること。
上記のことを3回繰り返すこと。
- (4) 火災以外の放送に係る予報はチャイムを2回、終報チャイムを1回鳴らすこと。
- (5) 特定地域の放送は、通常勤務時間中とし、その地域向け放送にとどめ関係のない地域への放送はしないように努めること。
- (6) アナウンスの始めに「こちらは、防災山元、広報です。」を入れること。
- (7) お知らせに係る放送は、原則として2回繰り返すこと。
- (8) 同一事項を放送する回数は、特別の場合を除き2～3回以内とすること。

9 その他

- (1) 公共、公益でない個人、団体の放送はしない。
- (2) 行政区の行事の放送は、その関係者（区長）が子局に取付てあるきょう体を用いてすることを原則とする。
- (3) 前記各項目にないことについては、危機管理室長が町長と協議してこれを決めるものとする。
- (4) 公共、公益の放送は、別紙のとおりとする。

10 要綱の施行日

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月20日要綱第8号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日訓令第4号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月12日訓令第11号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別紙（9 関係）

防災行政無線広報

- 1 民主的なお知らせ
健康診断、町民相談日、資源ごみの収集日、水道断水、道路工事の通行止、税の相談日等
- 2 町の催物
消防演習、出初式、成人式、体育祭等
- 3 運動週間
全国交通安全運動、全国火災予防運動、環境衛生週間等
- 4 選挙関係
- 5 緊急災害
火災、台風、地震、竜巻、武力攻撃、避難等
- 6 気象通報
注意報、警報発令等
- 7 たずね人、迷い子
行方不明者等の搜索、協力並びに関係者の出動要請等

ローカル（地区単独）放送手順

- 1 無線機箱の左底にあるネジをゆるめて、ふたを開ける。
- 2 マイクの接栓を差し込む。
この時、接栓に切り込みがついているので、その切り込みを奥に向けて差し込む。
- 3 マイク接栓外側のネジを時計回りに回して固定する。
- 4 マイクに付いているボタンを押しながら放送する。（マイクは、口から10cm位離して、ゆっくり放送する。）
- 5 マイク接栓外側のネジを反時計回りに回して、マイクを抜き取る。
- 6 マイク差込口のふたを閉じる。

※ 注意事項

- 1 ローカル放送中に、役場から放送が入ったときは、自動的にローカル放送は中断されます。
- 2 遠隔送話箱（磯漁協と坂元公民館）のローカル放送も同じ方法ですが、マイクの規格が特殊なので他の地区のマイクと区別してください。
なお、遠隔送話箱は正面のとびらが開くようになっています。

